

母子保健行政の最近の動向

-こどもまんなか社会の実現に向けて保健師に期待すること-

こども家庭庁 成育局 母子保健課指導専門官
内田 愛子





本日の構成

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向
2. 妊娠期から産後にいたる切れ目のない支援について
(こども家庭センター、産後ケア、妊産婦のメンタルヘルス、里帰り出産対応等)
3. 母子保健のデジタル化について
4. 参考情報

1. 母子保健行政をとりまく最近の動向

令和5年4月 「こども家庭庁」が発足



こども家庭庁とは？

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションを起こしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、**大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔**、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども家庭庁とは

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

※ この他、支援金制度等準備室において、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設、企業を含む社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み「支援金制度（仮称）」の構築等について検討。

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定**
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

こども・こども施策とは

こどもの定義

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としている。

こども施策

「こども施策」とは、こどもや若者に関する取組のこと。
具体的には以下のような取組をしていく。

- 大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポートをすること
(例) 居場所づくり、いじめ対策など
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること
(例) 働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など
- これらと一体に行われる施策
(例) 教育施策 (国民全体の教育の振興など)
医療施策 (小児医療を含む医療の確保・提供など)
雇用施策 (雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など)

こども基本法の概要

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として**ひとしく健やかに成長することができ**、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して**、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重**されること・**基本的人権が保障**されること・**差別的取扱いを受けることがない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、**適切に養育**されること・**生活を保障**されること・**愛され保護**されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、**十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保**
- ⑥ **家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※ 少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対する**こども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱等を一つに束ね、**こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める**もの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「**こどもまんなか社会**」

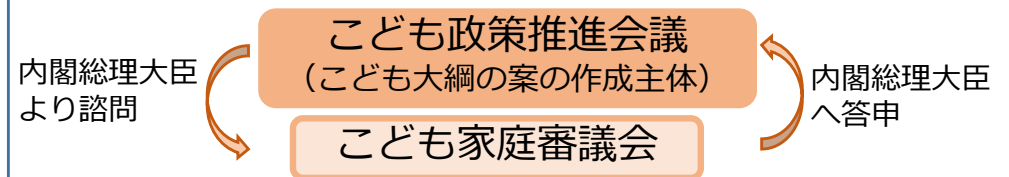
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人のために、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その**多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し**、こども・若者の今とこれからの**最善の利益を図る**
- ②こどもや若者、子育て**当事者の視点を尊重し**、その**意見を聴き**、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて**切れ目なく対応し、十分に支援**する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、**全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる**ようにする
- ⑤**若い世代の生活の基盤の安定を図る**とともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、**関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視**する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、**ライフステージ別に提示**。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 **こども・若者の社会参画・意見反映**
- 2 こども施策の**共通の基盤**となる取組
- 3 **施策の推進体制等**

※こども大綱の下で進める施策の具体的内容は、**こどもまんなか実行計画**（こども政策推進会議決定）として取りまとめ、毎年改定。

成育医療等分科会について

こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
子ども・子育て支援等分科会	一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。 二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）及び子ども・子育て支援法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
児童福祉文化分科会	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
成育医療等分科会	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

こども未来戦略(抄) (令和5年12月22日 閣議決定)

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲー1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け、本事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行う。

○ 「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うとともに、「新生児聴覚検査」について、全国での公費負担の実施に向けた取組を進める。

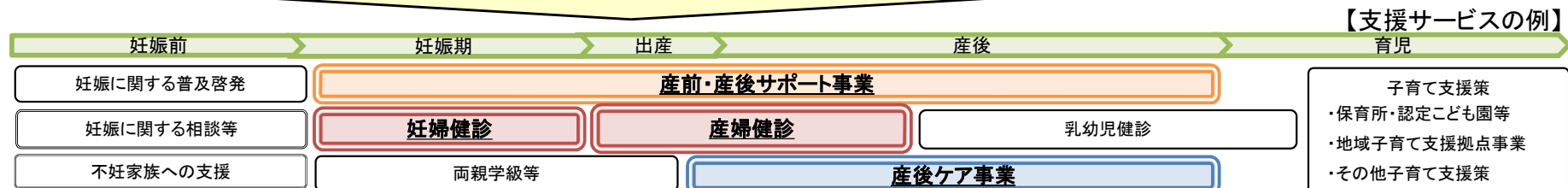
2. 妊娠期から産後にいたる 切れ目のない支援について

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



妊婦健診の実施

妊婦に対し、14回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。
令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、
①育児等サポーターを派遣し、日常生活支援等を行うとともに、
②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、
①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。
②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。
③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。
(※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市)

外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版（10か国語に翻訳）を作成しています。

入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関（助産施設）における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み（入院助産制度）があります。

- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則50万円が支給されます。
- ・国の制度以外でも、各自治体において、独自事業が実施されています。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後 2 年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版 DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（ただし、5 は令和 7 年 6 月 1 日、7 の一部は令和 4 年 9 月 15 日又は令和 5 年 4 月 1 日）

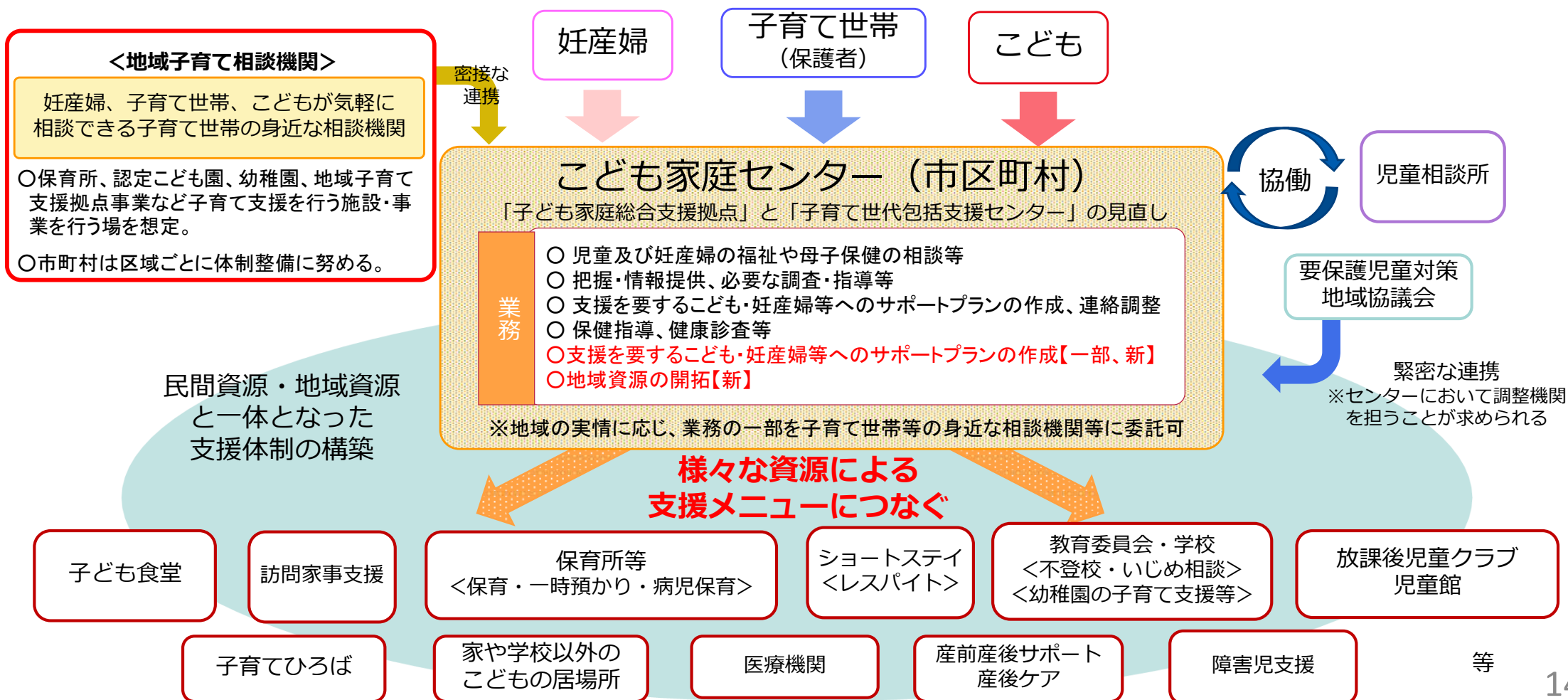
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



こども家庭センター業務ガイドライン (第2章：母子保健機能)

サポートプランの策定【基本的な考え方】

○本来、全ての妊産婦や保護者等が、妊娠や出産、子育てに向けて、自身や乳幼児等にとって必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用できるよう、自身でサービスの利用計画（以下「セルフプラン」という。）を立てられることが望ましい。

※セルフプランについては、伴走型相談支援による面談時に手交する「子育てガイド」を代替することも可能。

○さらに、セルフプランの作成支援だけでなく、サービスの提供等に当たり、関係機関による密なモニタリングが必要と考えられる妊産婦や保護者等については、関係機関による支援についても整理した「サポートプラン」を作成するとともに、作成したサポートプランは原則として本人に交付する。

※サポートプランの様式については、ガイドラインの「第6 参考資料（様式例）」にて例を示している。なお、市町村において独自の様式等を作成している場合は、その様式を引き続き活用することも可能

サポートプランの対象者について

○サポートプランの対象者は、「母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者」（母子保健法第9条の2第2項）であり、従来より子育て世代包括支援センターで作成してきた「支援プラン」の作成対象者と同様。

○サポートプランは、関係機関の密接な連携の下で、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者や家庭等を対象として作成する。サポートプランの策定が必要と判断とする基準については、あらかじめ関係機関等とともに検討、共有しておくことが望ましい。

こども家庭センター業務ガイドライン

(第2章：母子保健機能)

サポートプランの内容

○サポートプランは、妊娠や出産、子育てに関する当面のスケジュールに合わせて、支援対象者にとって必要なサービス等の利用スケジュールを整理するとともに、関係機関と調整し、各関係機関による支援内容やモニタリング、サポートプランの見直し時期についても整理しておく。

○サポートプランの策定後、想定外の悩みや問題に直面した際にも対応できるよう、サポートプランに相談窓口や関係機関、担当者等を明記しておくことも重要である。

サポートプランの策定

○サポートプランを策定する際には、支援対象者に参加してもらい、本人の意見を反映するように努める。

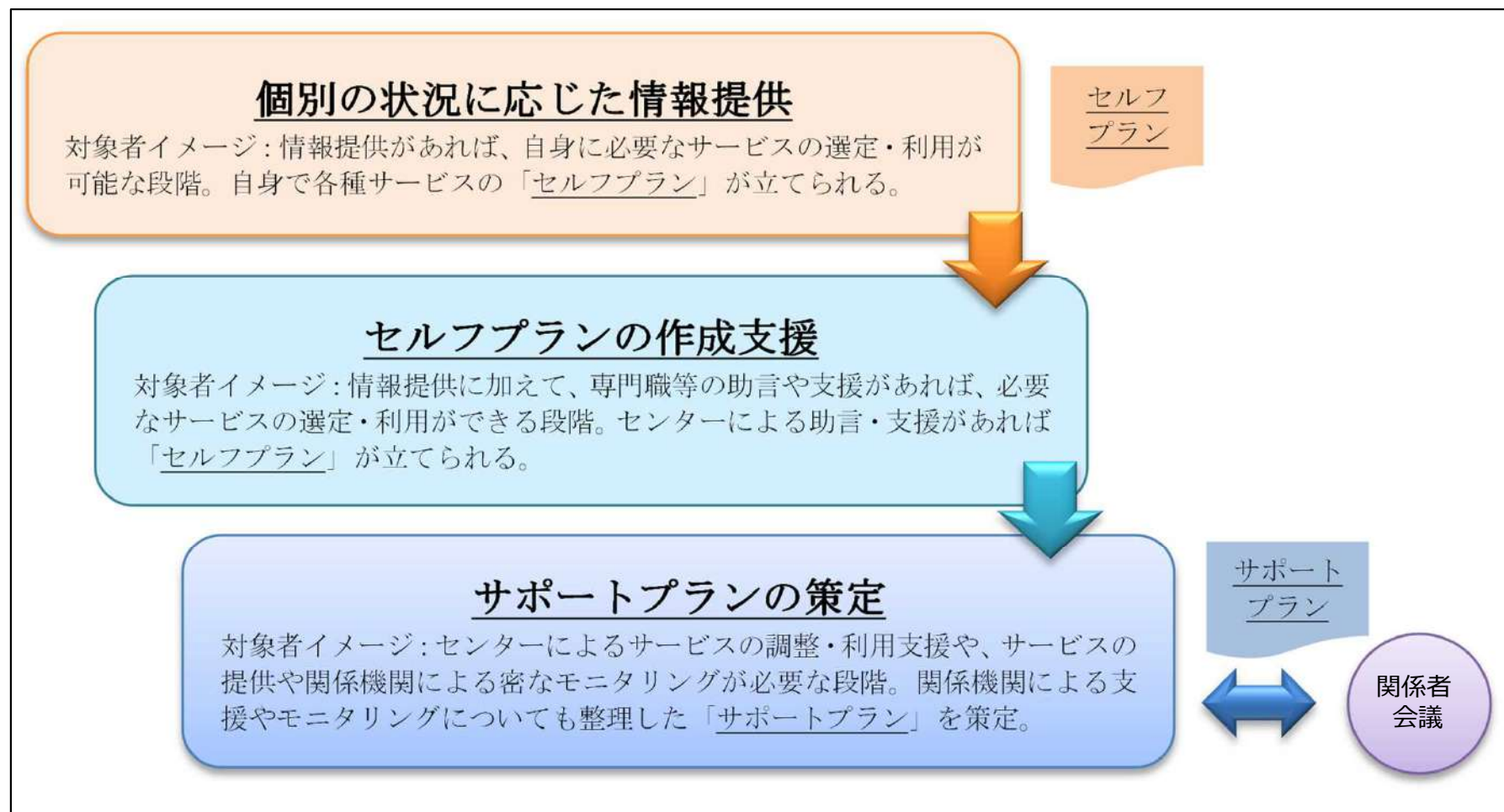
○サポートプランの策定に当たっては、必要に応じて、関係機関・関係者で構成される関係者会議を開催し、関係機関の役割分担や主担当機関の確認、妊産婦・乳幼児等に関する情報の共有、アセスメント内容の確認や支援の方向性等について検討・調整する。

サポートプランの評価

○サポートプランの策定後は、支援対象者の状況の変化を継続的に把握・評価し、必要に応じてサポートプランの見直しや更新を行う。そのため、サポートプランの策定時には、支援内容の見直しの時期についても記載することが望ましい。

こども家庭センター業務ガイドライン (第2章：母子保健機能)

段階的な支援とセルフプラン・サポートプランの関係



「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」

目的

母子保健事業等の機会を活用して、妊産婦・乳幼児期のこどもがいる家庭の養育上の問題や保護者の心身の不調等による社会的リスクを評価し、児童福祉との情報共有の必要性等について判断するためのアセスメントツールとその運用マニュアルを作成。

内容

- 妊娠・出産期のリスクアセスメントシート(23項目)
- 乳幼児期リスクアセスメントシート(23項目)

妊娠期・出産期のリスクアセスメントシート該当項目の個数が**7個以上**、乳幼児期おリスクアセスメントシート該当項目が**6個以上**の場合、児童福祉と情報を共有する必要がある家庭である可能性が高い。(※)

※あくまでも暫定的に定めたものであり、現時点では臨床的な判断に加え補助的に使用する参考値としての使用を推奨。

リスクアセスメントシート運用マニュアルに、シートの使い方、用語の定義、各項目についての説明・具体例等について掲載されている。

○令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」(補助先: 国立成育医療研究センター)

報告書掲載先(国立成育医療研究センターHP) https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/

産婦健康診査事業

令和6年度予算：18.8億円（18.4億円）
【平成29年度創設】

目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

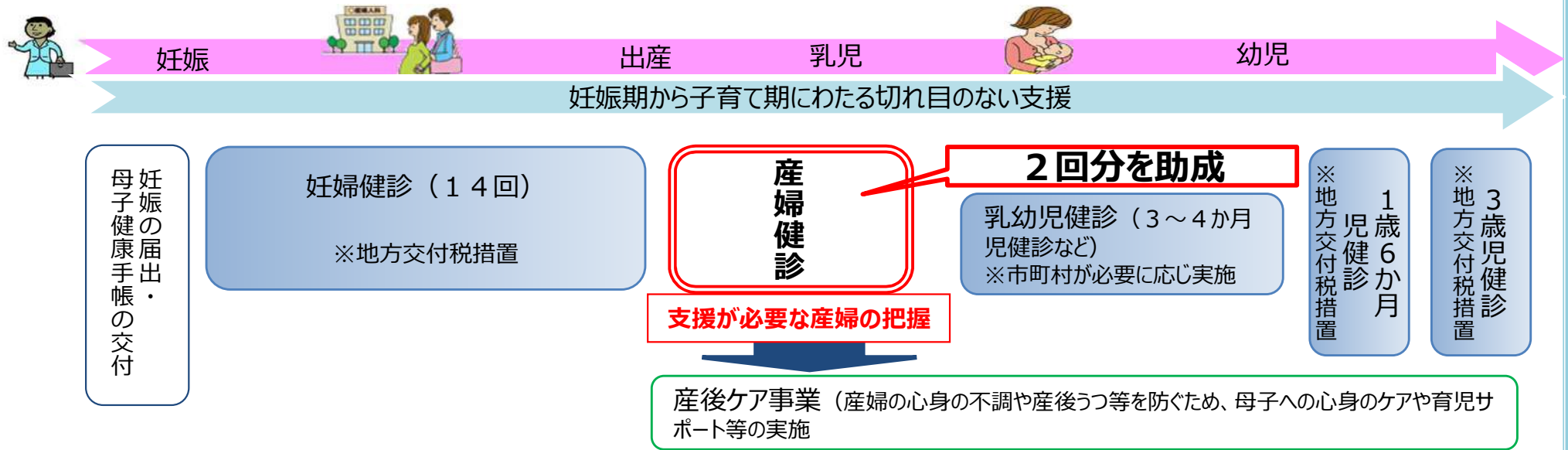
内容

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内容

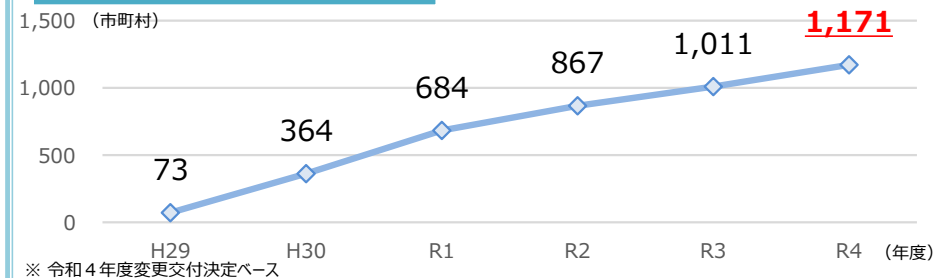
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり5,000円

事業実績



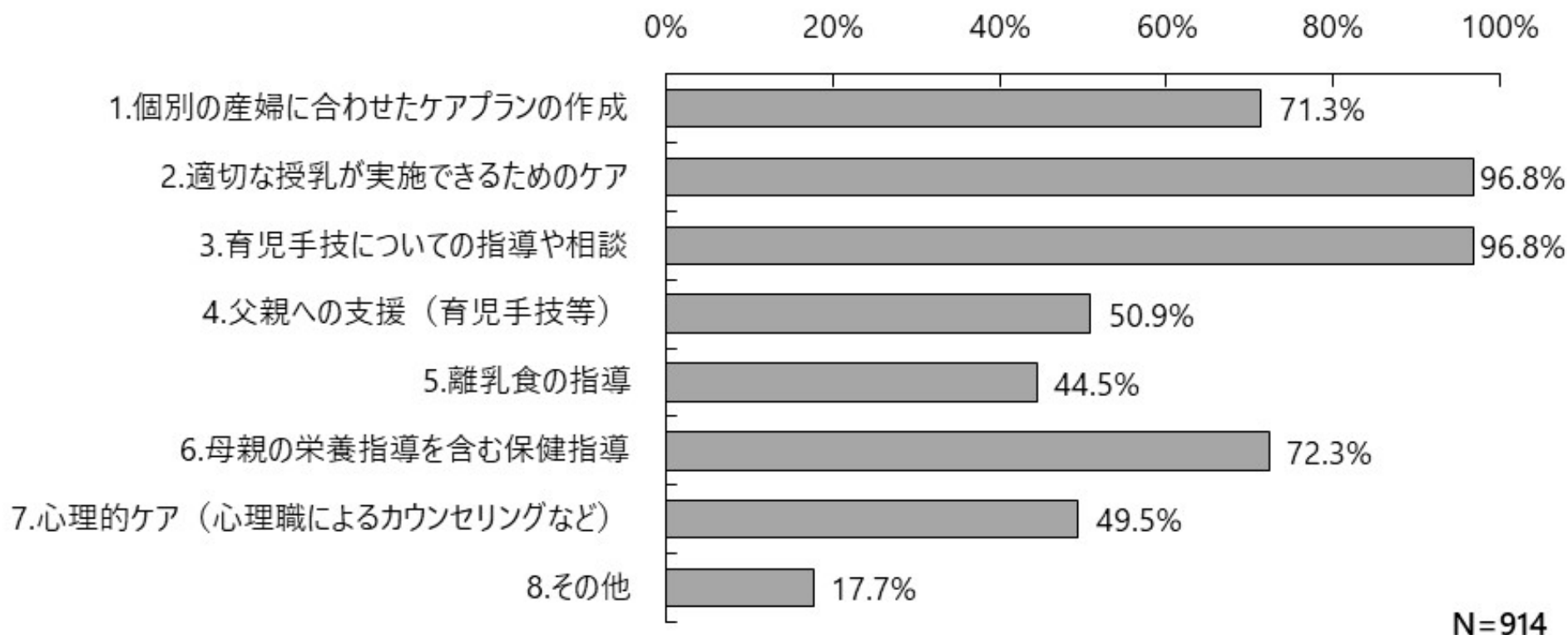
産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とするもの。

少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、市町村の努力義務※となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

産後ケア事業で提供しているケアの内容



産後のメンタルヘルス対応

市町村の状況（令和4年度母子保健事業の実施状況等調査）（回答）1,741 市区町村

項目	市区町村数	%
EPDS実施人数及びEPDSが9点以上の褥婦の人数を把握している	1,311	75.3%

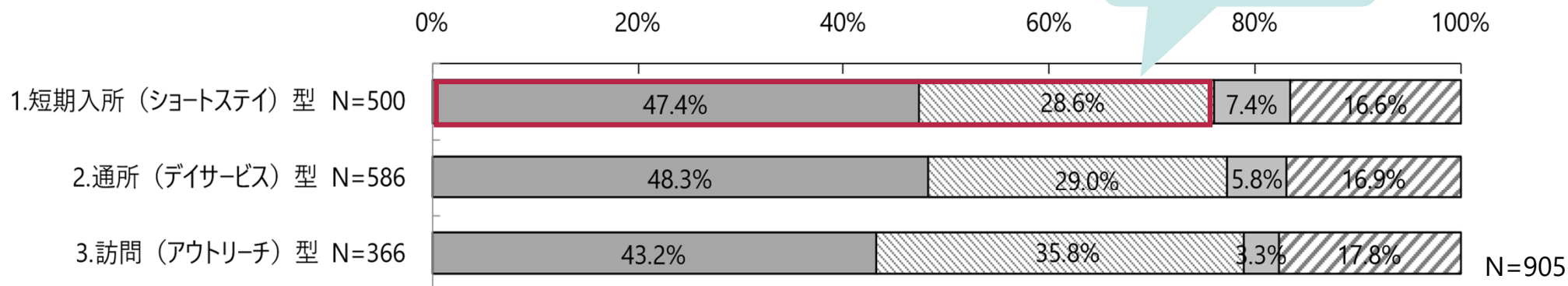
項目	人数
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数合計	479,304

項目	人数
産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数合計	47,632

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の場合、産後うつのハイリスクとされており、産後1カ月での割合は、**9.9%**となっている。

産後ケア施設におけるEPDS9点以上の方の受入れ状況

入所型の**76.0%**は受け入れ可能

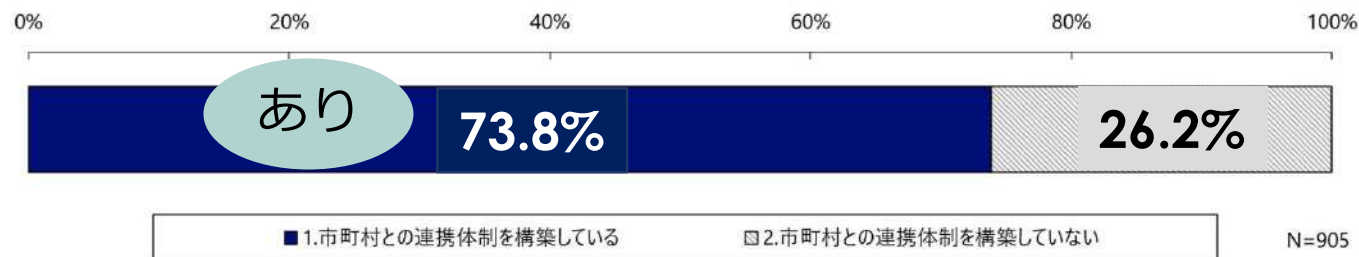


■ 1.受け入れ可で、受け入れ実績もある ■ 2.受け入れ可だが、実績はない ■ 3.受け入れ不可である ■ 4.利用者のEPDSの点数を確認・把握していない

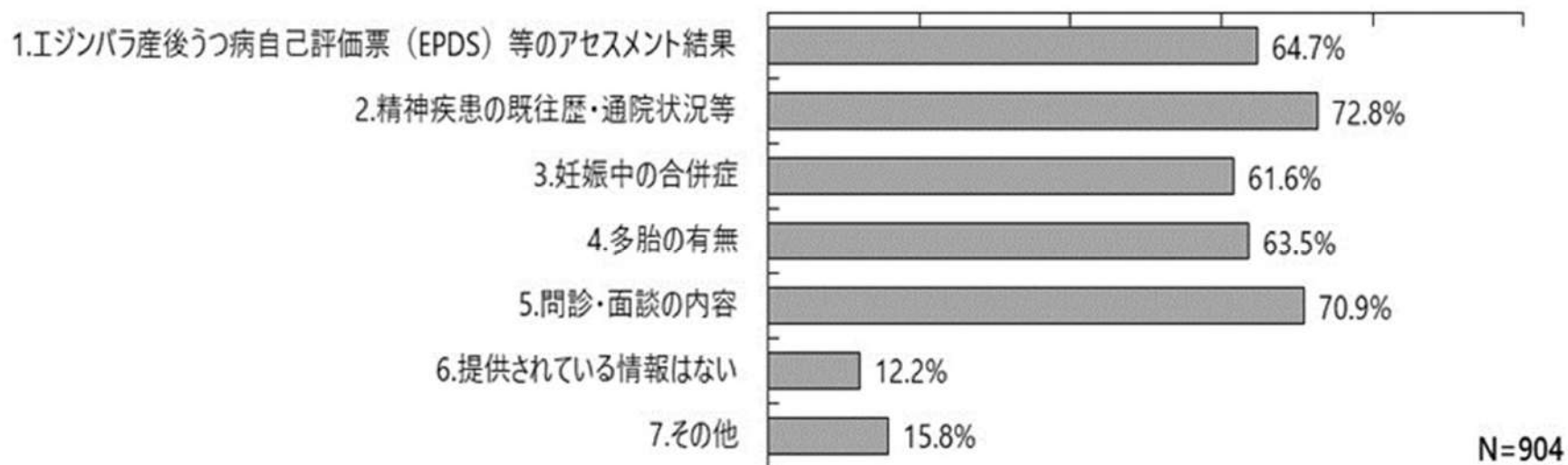
産後ケア事業者へのアンケート調査結果より

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」（補助先：株式会社野村総合研究所）

産婦のメンタルケア対応における市町村との連携体制の構築



リスクの高い産婦に関して市町村から事前提供される情報



市町村と精神科医療機関等との連携状況

（令和3年度母子保健事業の実施状況等調査）

項目		市区町村数	%
産後1か月でEPDS9点以上だった方へのフォロー体制	母子保健担当部署内で対象者の情報を共有し、今後の対応を検討している	1,606	92.2%
	精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会やカンファレンスを定期的実施している	125	7.2%
	体制はない	35	2.0%

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

成育局 母子保健課

令和5年度補正予算：1.4億円

1 事業の目的

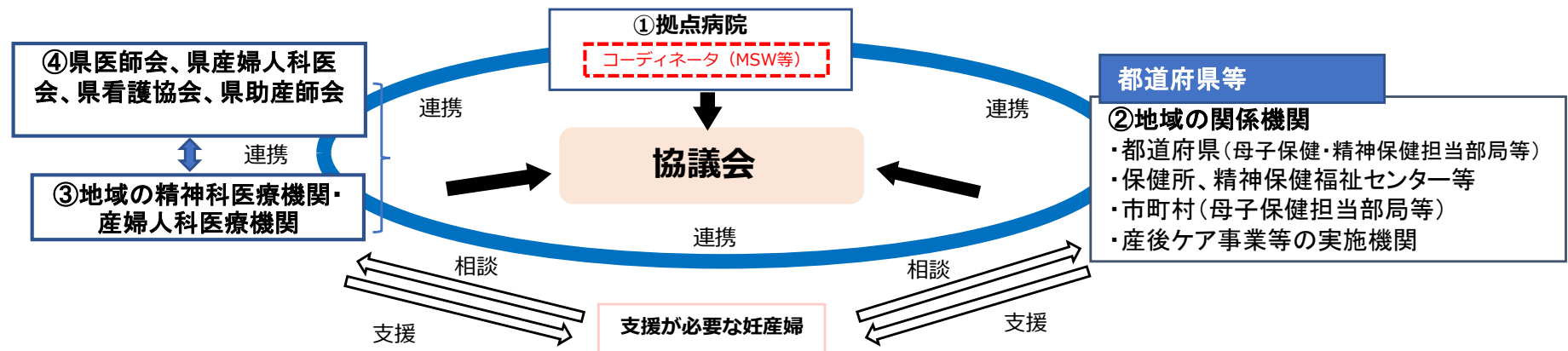
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

令和6年度予算案：60.5億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村

◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

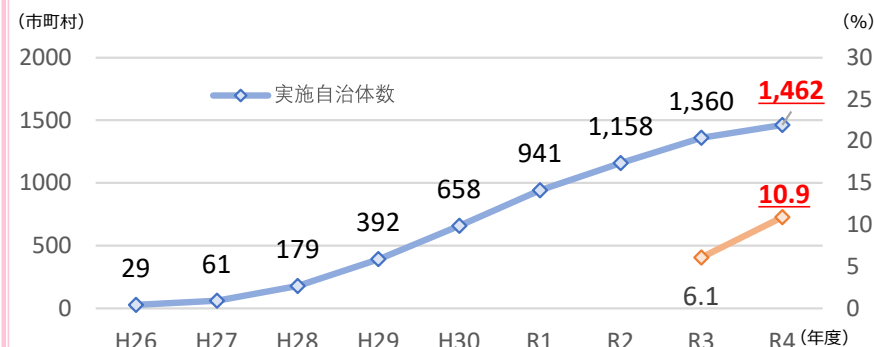
◆ 補助単価案

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,727,700円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,519,600円
- （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）
1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）
1回あたり 2,500円
- （4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,806,900円

（5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 1人あたり日額 7,000円

※（1）及び（2）の補助単価の6か所上限は撤廃する【運用改善】（R6～）

実施自治体・産婦の利用率



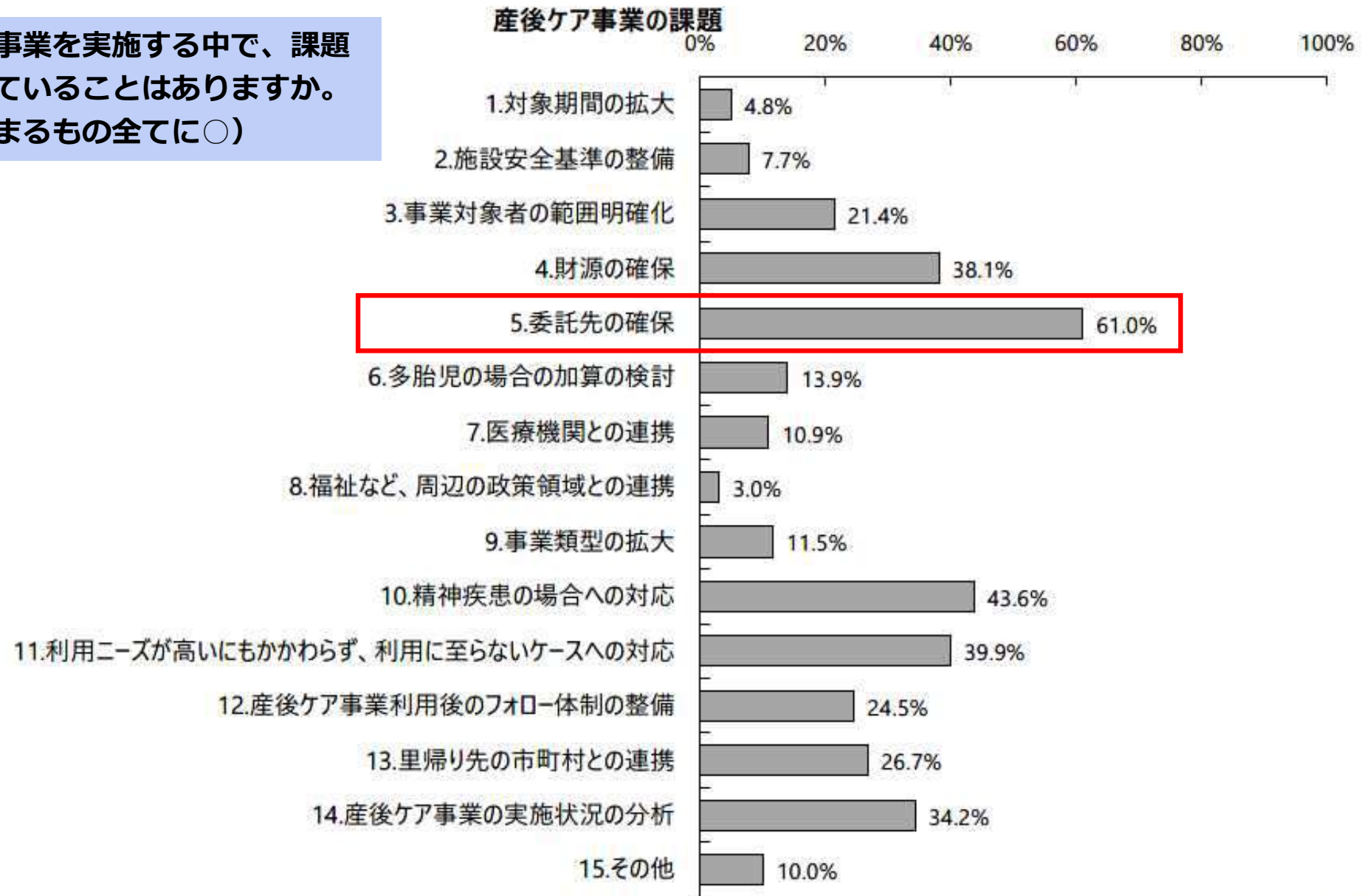
※ 実施自治体数は令和4年度変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計/ 分娩件数

61.0%の市町村が委託先の確保を課題として挙げている。

産後ケア事業を実施する中で、課題だと感じていることはありますか。
（当てはまるもの全てに○）



(N=1,057)

法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度を創設する。

法案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

（*）を子ども・子育て支援法に位置づけるに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する）

産後ケア事業の提供体制の整備 【子ども・子育て支援法】

- 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
 - ① 受け皿拡大に当たり、市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。
 - ② 妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。
- 産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備※を進める。

国 : 基本指針を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める。

国立成育医療研究センター
(※女性の健康ナショナルセンター)



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- 産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等

母子保健対策強化事業

令和6年度概算要求額：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円(6.7億円)
【令和4年度創設】

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

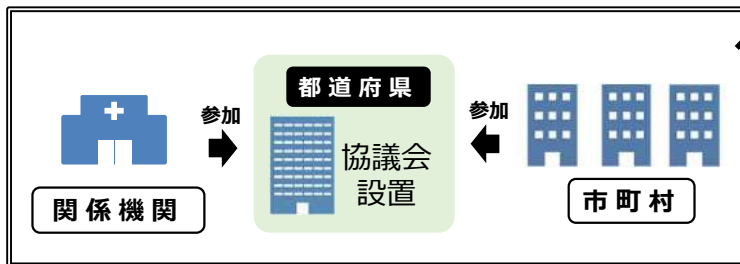
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、**成育医療等に関する協議会を設置**するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の**策定**に関する事
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備**や**委託先の確保**に関する事
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関する事

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円
②(1)2,373千円 (2)10,000千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：779自治体
※令和4年度変更交付決定ベース

事業内容

1. 有識者会議の設置

関係団体及び自治体等の代表者等から構成される有識者会議を立ち上げ、産後ケア事業実施事業者の調査項目の検討・実態把握・分析を行い、2のアンケート調査、3のヒアリング調査等を踏まえ、**安全性・ケアの質の向上等を踏まえた、産後ケア事業のガイドラインの見直しを行う。**

※ケアの質の向上については、「令和5年度子ども家庭科学研究費 科学的根拠に基づく身体的・心理的な産後のケアの効果的な実施を推進するための研究」と連携。

2. 産後ケア事業実施事業所へのアンケート調査

【対象】事業実施市町村から委託を受けている産後ケア事業所（医療機関、助産所など）

3. ヒアリング調査(抽出調査)（上記調査結果を踏まえガイドラインの改定に資する観点から抽出。）

【対象】産後ケア事業実施事業所、自治体

調査項目

《事業所へのアンケート調査》

- ・実施施設、実施類型、実施実績（1日当たりの平均利用者数と稼働率、**EPDS9点以上の受入可否・実績**、市町村との情報連携、**アセスメントの実施**、生後4か月以降の乳児の受入）、実施体制（職員配置）、**実施内容（ケア内容等）**、安全に関する内容（マニュアルの内容、事故・ヒヤリハットの有無、再発防止策の検討）など

《事業所等へのヒアリング調査（抽出調査）》（上記調査結果を踏まえ、ガイドラインの改定に資する観点から抽出。）

- ・選定の観点：事業収支、**ケアプランの作成**、**母親同士のピアサポートの実施**、生後4か月以降の乳児を受け入れ、**EPDS9点以上の産婦の受け入れ**、**市町村との情報共有**、**メンタルヘルスに関するアセスメントの実施**、マニュアルの作成、再発防止策の検討の実施 など

研究報告書の掲載先(野村総合研究所)：

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2024/mcs/social_security/0410_5

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業

産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業

上記の調査研究では、以下の点について現状の把握及び検討を行うこととしている。

1. 産後ケア事業においてケアの質を担保するための方策
2. 産後ケア事業実施に際しての、安全面について
3. 産後ケア事業実施事業者における事業の実施体制、経営状況等について



上記1～3を把握するために、産後ケア事業実施事業者への調査項目を検討

- ①産後ケア事業実施事業者へのアンケート調査
- ②上記1～3をさらに深掘りして実態を把握するため、アンケート調査結果を踏まえ、事業者及び事業者の委託元である自治体へのヒアリングを実施。



調査結果①、②を踏まえ、現行の産後ケア事業ガイドライン（※）の改定案の検討、産後ケア事業の体制整備の充実に向けた分析及び報告書案の検討を行う。

ガイドラインの改定にあたっては、「**1. 産後ケア事業においてケアの質を担保するための方策**」、「**2. 産後ケア事業実施に際しての、安全面**」を中心に検討を行う予定。

※「産後ケア事業ガイドライン」（平成29年8月作成、令和2年8月改定）

産後ケア事業ガイドラインの改定について

産後ケア事業ガイドライン（現行の目次）

1. 事業の目的
2. 実施主体
3. 対象者
4. 対象時期
5. 実施担当者
6. 事業の種類
7. 実施の方法
 - (1) 管理者
 - (2) 短期入所(ショートステイ)型
 - (3) 通所（デイサービス）型
 - (4) 居宅訪問（アウトリーチ）型
8. 留意すべき点
9. 実施者に対する研修
10. 事業の周知方法
11. 事業の評価

1 都道府県の役割を追記

2 ユニバーサルなサービスであることの明確化

令和 5 年度の調査研究事業（※ 1）や、令和 5 年度こども家庭科学研究（※ 2））における文献検索の内容も踏まえ、1 ケアの内容、2 安全に関する内容について検討。

1 ケアの内容について記載を追加

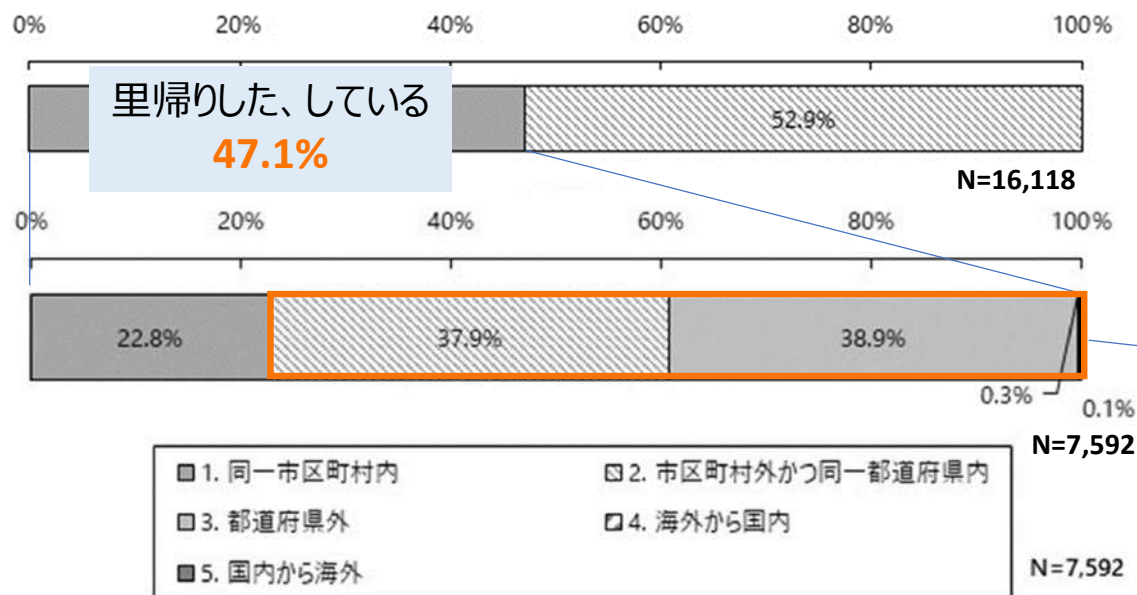
2 安全に関する内容について記載を追加（章を新設）

令和 5 年度の調査研究事業で作成した産後ケア事業ガイドラインの改定案を踏まえ、今後、国にて、ガイドラインの改定内容について検討、パブリックコメント等を経て、令和 6 年度中にガイドラインの改定を行う予定。

※ 1 令和 5 年度こども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究」（補助先：株式会社野村総合研究所）

※ 2 令和 5 年度こども家庭科学研究費補助金「科学的根拠に基づく身体的・心理的な産後のケアの効果的な実施を推進するための研究」（研究代表者：上原 里程）

里帰り出産の現状について



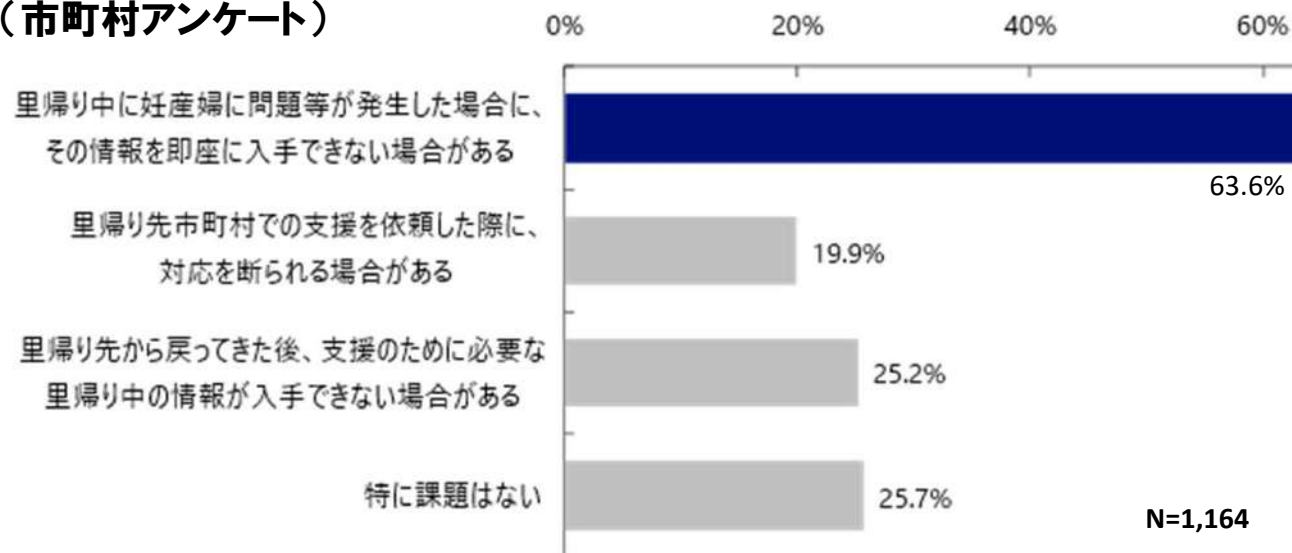
産婦向けアンケート調査結果から
47都道府県の743市町村の産後1年以内の
16,118名から回答（2023.9-12月）

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「里帰り出産等の実態に関する調査研究事業」
（補助先：株式会社野村総合研究所）

全対象者の**36.4%**が市町村をまたぐ
里帰り出産

里帰り先で提供された**支援・介入の
内容や、心理社会的アセスメントの
結果**についての情報共有にニーズ。

里帰り先市町村や里帰りの医療機関との連携に関する課題 （市町村アンケート）



現状・課題

○里帰り先と住所地の市町村間で、妊産婦等の健康診査等に関する**情報共有の仕組みが整備されていない。**

※ 現行法では、住所地の市町村から過去に妊産婦等が居住したことがある市町村に対してのみ、健康診査に関する情報提供を求めることが可能。



改正内容

里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築

【母子保健法】

① 里帰り出産時の市町村間での情報共有の仕組みの整備

- 妊産婦等が里帰り先で保健指導等の母子保健サービスを受ける際にも、里帰り先の市町村が住所地の市町村に当該妊産婦等の情報提供を求めることを可能とする。

② 母子保健DXの推進

- 情報連携基盤※等を活用した母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、妊婦健診・乳幼児健診及び産後ケア事業の対象者に関する情報について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が、市町村の委託を受けて、情報連携事務を行えるよう業務規定を新設する。

※ PMH: Public Medical Hub

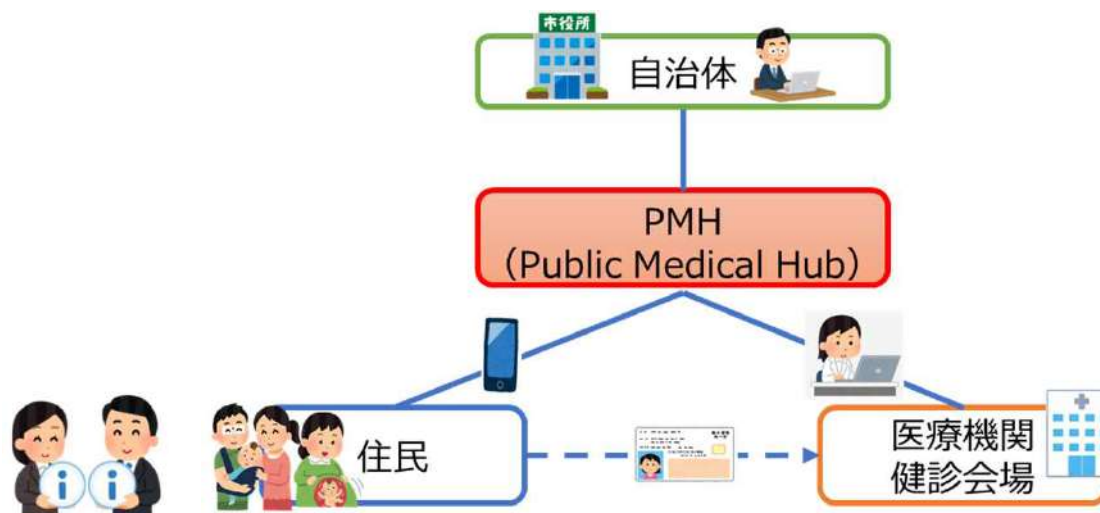
見直し後

- 過去の居住の有無に関係なく、**里帰り先と住所地の市町村間で**情報提供を求めることを可能とする。

※上記のほか、健康診査に加えて産後ケア等の情報提供を求めることができるようにする。

- 母子保健DXの推進により、**社会保険診療報酬支払基金等の情報連携基盤を活用**できるようにし、オンライン上で情報共有を可能にする仕組みを整備。

【PMHによる母子保健情報連携のイメージ】



里帰りをする妊産婦への支援 ～現状と将来的に目指すイメージ～

情報共有

手続き

現状

◆ 必要な情報の共有が不十分

- ✓ 里帰り前後で健診等の母子保健情報が十分に共有されておらず、必要な支援をタイムリーに受けることができない



◆ 里帰りに係る手続きが煩雑

- ✓ 里帰り先で妊婦健診等を受診した場合、費用を請求するためには、住民票所在自治体の窓口で紙の様式で申請が必要



将来 (イメージ)

◆ 里帰り前後で切れ目ない支援を受けられる

- ✓ 里帰り先自治体と住民票所在地自治体で健診等の母子保健情報がスムーズに共有され、産前・産後に必要な支援が切れ目なく受けられる



◆ 煩雑な手続きなしで必要なサービスを受けられる

- ✓ 償還払い等の手続きに係る負担が軽減され、煩雑な手続きなしで必要な母子保健サービスが受けられる



3. 母子保健のデジタル化について

母子保健のデジタル化で将来的に目指すイメージ（妊婦健診・乳幼児健診）

健診前

健診時

健診後

現状

◆ 紙の問診票に記入して、医療機関に提出

- ✓ 紙の問診票を毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 受診時に、紙の受診券を医療機関に提出

- ✓ 毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 健診結果は、母子健康手帳で確認

- ✓ 紙の手帳を持ち歩く必要
- ✓ マイナポータルで情報を見れるようになるまでタイムラグ



将来 (イメージ)

◆ 問診票をスマートフォンで入力可能に

- ✓ 住所や氏名などの情報は自動で入力
- ✓ 問診結果はオンラインで医師等と共有



◆ マイナンバーカード1枚で健診を受診可能に

- ✓ 紙の受診券への記載への住所や氏名などの記載が不要に
- ✓ 紙の受診券を管理・提出する手間が不要に



◆ 健診結果をスマートフォンでいつでも確認可能に

- ✓ 健診情報を自身の健康管理や次回の妊娠等に有効活用
- ✓ 健診結果を医師等とスムーズに共有し、より質の高い医療サービスに



デジタル行財政改革 中間とりまとめ（抄）（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化（こども大綱の取りまとめ）

2023 年度中に住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH）を整備し、2024 年度以降その機能の拡充及び導入自治体の拡大を図る。

あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024 年度に課題と対応を整理した上で、2025 年度にガイドライン等を発出し、2026 年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。

母子保健DXの推進

Step 1 : 住民、医療機関、自治体の間で**母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤※を整備**

⇒ 希望する自治体で先行実施

※ PMH: Public Medical Hub

Step 2 : ①PMHを活用した**情報連携を実現するための制度改革**

- マイナンバーカードを利用した電子的な対象者確認
- 対象者確認等の業務の支払基金等への委託等に係る法改正を想定。

②住民がより便利にPMHとつながるよう、**電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、課題と対応を整理※1**

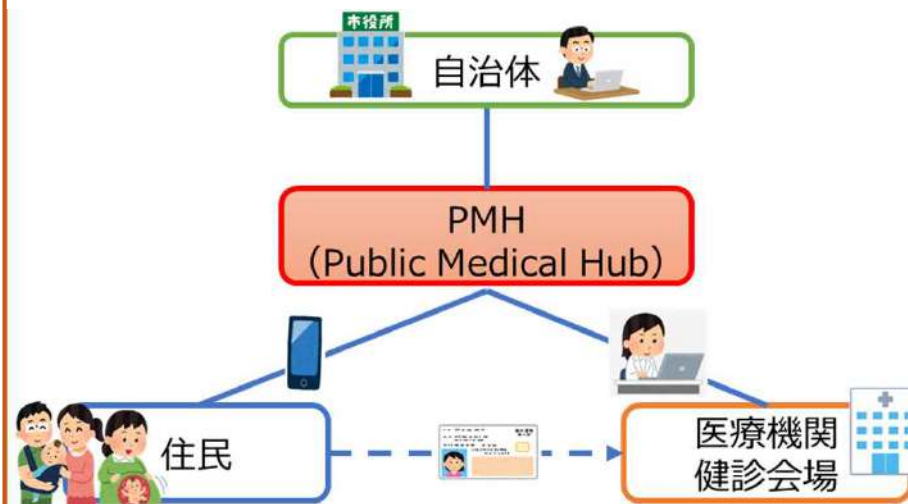
Step 3 : ①PMHの導入自治体の拡大

②**電子版母子健康手帳に係るガイドライン等を発出**

⇒PMH対応や母と子の情報共有等に関する考え方を提示

Step 4 : PMHと電子版母子健康手帳を通じた**母子保健DXの全国展開**
(**PMHの全国展開、電子版母子健康手帳の普及**)

【PMHによる母子保健情報連携のイメージ】



(※1) デジタルへの対応が難しい住民等への対応についても検討

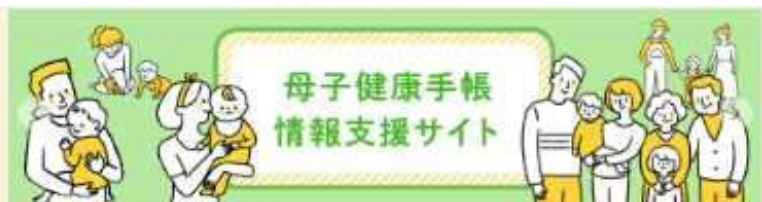
プロジェクト	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
母子保健DXの推進	情報連携基盤 (PMH) の整備 【こども家庭庁、デジタル庁】	希望する自治体から先行実施 【こども家庭庁、デジタル庁】	- PMH導入自治体拡大 (自治体システム標準化と連動) - 必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充 - 電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出	R8年度～ ・母子保健DXの全国展開 ・電子版母子健康手帳の普及
		電子版母子健康手帳に係る課題の整理		
		制度改革 【こども家庭庁】		

健やか親子21

成育医療等基本方針に基づく国民運動として、子育て当事者・国民全体への普及啓発を展開

健やか親子21

妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト



健やか親子21と成育基本法について

子どもが生まれる前から子育て期まで、妊娠中から子育て期までの健康に関する重要な情報を掲載しています。



母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。



マタニティマーク

マタニティマークは、妊娠中から子育て期までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。



データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。



若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト

「スマート保健相談室」

若者の性や妊娠などの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。



乳幼児健診情報システム

(自治体向け)

乳幼児健診情報システムは、乳幼児の健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。

目的

成育基本法を踏まえた取組を推進するため、妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

内容

健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しております。

データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

マタニティマーク

マタニティマークの目的やご利用ガイドなどを掲載しています。

若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

SNSの普及等により性に関する様々な情報がある中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア(※)を推進するため、からだや性・妊娠などに関する正しい情報や相談窓口などを紹介する、若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開。文部科学省等関係省庁と連携して周知。

(※) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）においては、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

掲載内容の概要

1. 相談窓口

性や妊娠・性被害・性感染症など、様々な悩みを相談できる窓口を掲載。



2. 正しい知識Q&A

からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載。

（月経に関する悩み、性行為、避妊、妊娠、性感染症、女性に多い病気、男性に多い性の悩み、その他）



3. インタビュー・コラム

インタビュー記事や専門家のコラムなど、参考になる情報を掲載。



4. 関連する情報や普及啓発資料

保護者の方や医療従事者向けのホームページなど、関連する情報のリンクを掲載。



ポスター・カード・シールを活用しての周知にご協力をお願いいたします。

<https://sukoyaka21-youth.cfa.go.jp/>



妊娠中の検査に関する情報サイトについて

○令和4年度出生前検査認証制度等広報啓発事業において作成。
○包括的な妊婦支援の一環として、妊婦健診の検査や妊婦のからだの変化などの情報と共に、出生前検査に関する正しい情報、自治体の出生前検査に関する相談窓口や、障害のある方の生活の紹介、障害のあるこどもの養育に当たって受けられる医療・福祉等の様々なサポートに関する情報を掲載。（<https://prenatal.cfa.go.jp/>）



全国の自治体におけるNIPTなど出生前検査を受けた方への相談支援窓口を検索することができます。



ドキュメンタリー | 障害のある方の暮らし ダイジェスト版

ダウン症のあるお子さんの成長や、ご家族との暮らし、学校生活、働く姿など、日常をお伝えします。

母子保健指導者養成研修

○こどもとその保護者を適切に支援できる人材の育成と母子保健事業を効果的に推進できる指導者を養成することを目的として、本研修を毎年開催。

○研修の資料や、研修事業の一環で作成している母子保健情報誌を研修の専用サイトに掲載。過去の研修資料も掲載。
(<https://boshikenshu.cfa.go.jp/>)

令和5年度 母子保健指導者養成研修

研修詳細 ▾ 研修申し込み ▾ 過去の研修 ▾ 母子保健情報誌



母子保健を取り巻く状況は、従来の母子保健が担ってきた役割やその範囲が広がるとともに複雑になってきています。また、妊娠前から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、母子保健に関わる者が相談支援や保健指導等を実施するに当たって求められる能力も幅広くかつ高度化しています。そのような中で、こどもとその保護者を適切に支援できる人材の育成と母子保健事業を効果的に推進できる指導者を養成することを目的として、本研修を開催します。

○ 研修一覧

研修名	実施要領	研修申し込み	研修詳細・講習資料
研修1 妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケア事業に関する研修	講義動画配信期間 令和5年9月4日（月）～令和5年11月2日（木） 研修申し込み期限 令和5年8月26日（月）	実施要領	研修申し込み
研修2 母子保健事業における各種健康教育に関する研修	講義動画配信期間 令和5年9月19日（火）～令和5年11月17日（金） 研修申し込み期限 令和5年9月11日（月）	実施要領	研修申し込み
研修3 母子保健施策を推進（福祉との連携）するための研修	講義動画配信期間 令和5年10月2日（月）～令和5年12月1日（金） 研修申し込み期限 令和5年9月25日（月）	実施要領	研修申し込み
研修4 性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修	講義動画配信期間 令和5年10月16日（月）～令和5年12月15日（金） 研修申し込み期限 令和5年10月10日（火）	実施要領	研修申し込み
研修5 母子保健にかかるデータに関する研修	講義動画配信期間 令和5年11月6日（月）～令和5年12月29日（金） 研修申し込み期限 令和5年10月30日（月）	実施要領	研修申し込み
研修6 母子保健事業の効果的な実施に関する研修	講義動画配信期間 令和5年11月20日（月）～令和6年1月12日（金） 研修申し込み期限 令和5年11月13日（月）	実施要領	研修申し込み

【母子保健情報誌】

- 令和5年度「こども家庭センターの設置にむけて～母子保健と児童福祉の連携～」
- 令和4年度「周産期のメンタルヘルスと産後ケア事業」
- 令和3年度「NIPT等出生前検査及びその相談支援の課題と今後」
- 令和2年度「成育基本法を踏まえてのメンタルヘルス支援」
- 令和元年度「母子保健対策における思春期保健の重要性」
- 平成30年度「妊産婦のメンタルヘルスケア」

ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか
こども家庭庁

